

「疾 病 登 録」

巻 頭 言

京都府立医科大学大学院医学研究科
地域保健医療疫学

渡 邊 能 行

単に、「疫学」といわれる時、疾病の頻度と分布を明らかにする記述疫学のことを指している場合が多いが、多くの資料は死亡統計であり、疾病の発生を明らかにする罹患統計の資料は少ない。罹患統計としては、感染症法に基づく1類感染症7疾患、2類感染症5疾患、3類感染症5疾患、4類感染症42疾患、5類感染症のうち全数把握16疾患と5類感染症のうち定点把握25疾患、食品衛生法に基づく食中毒の他、がん対策基本法を基盤としたがん登録等があげられる。

疾病の記述疫学的実態を明らかにすることは、疾病対策の出発点となる。そして、国や都道府県・市町村が実施する疾病対策としての健康政策に対して、本当に役立っているのかということを含味するためには対象疾病の死亡率や罹患率が減少したかどうかを科学的判断の根拠となる。

法的根拠があるものについては悉皆的な把握が担保されているので問題はないと考えられるが、疾病登録は法的根拠が明確ではなく、医師の自律的な努力に任されているものであり、登録漏れが最大の課題である。特に、近年個人情報保護法が施行されて以降、わが国民のプライバシーに対する過敏な反応に直面し、また医療崩壊とも呼ばれる多忙で過酷な医療環境の中で仕事をしている医師にとっては、積極的に登録に協力するような状況でないようにも思われる。

そこで、本特集においては、本学関係者が関わっている疾病登録について、がん登録、特に小児がん登録、脳卒中登録および脳卒中登録と密接に関連する地域連携パスを取り上げ、それぞれその専門家に現状と課題について詳述していただいた。

京都府立医科大学は、京都府の大学として京都府民の健康を保持・増進するために「世界トップレベルの医療を地域へ」という理念をかかげている。その具現化のために果たす本学附属病院の役割が大きいことは言うまでもないことである。他方で、法的根拠が明確でない疾病登録に本学関係者が積極的に関わることも重要である。なぜならば、正確な罹患統計の基礎を提供することが健康政策の評価に役立ち、最終的には京都府民の、そしてわが国民の健康の保持・増進に寄与することとなるからである。なお、京都府においてはがん登録と脳卒中登録を予算化して京都府医師会に委託して実施している。

蛇足であるが、がんや脳卒中などの生活習慣病の疾病登録については健康増進法においても推進することが謳われており、きちんとした運用をすることによって個人情報保護法の例外規定に相当する公共の福祉のためのものになることを強調しておきたい。

本特集を通じて、疾病登録への本学関係者の理解が深まることを期待するものである。